

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	”
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	”
○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正	経 営 支 援 課
・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正	水 産 経 営 課
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	”
・ 公有水面埋立ての免許の出願	漁 港 漁 場 課
・ 種畜証明書の有効期間の延長	畜 産 課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（3件）	漁 業 振 興 課
・ 土地改良区の定款変更の認可（6件）	農 村 整 備 課
・ 一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課
◎ 教育長公告	
・ 長崎県公立学校教員採用選考試験の実施	高 校 教 育 課
◎ 公安委員会告示	
・ 地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交 通 企 画 課
・ 検定合格者審査の実施	生 活 環 境 課

告 示

長崎県告示第320号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
しいの木薬局	佐世保市椎木町308-4	令和4年4月1日
田中薬局	佐世保市広田3丁目14-51	令和4年4月1日
健康堂薬局かしわの店	島原市柏野町1473-1	令和4年4月1日
かわさき薬局田平店	平戸市田平町小手田免951-1	令和4年4月1日

長崎県告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションいしげえ長崎	諫早市貝津町1409番15	令和4年4月1日
あいず訪問看護ステーション早岐	佐世保市権常寺1丁目4-12-103	令和4年4月1日

長崎県告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
地方独立行政法人 佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9-3	令和4年4月1日

長崎県告示第323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
そよかぜ薬局	長崎市辻町4-3	令和4年4月1日
いずみ薬局	諫早市泉町17-16	令和4年4月1日
みつば調剤薬局 矢峰店	佐世保市矢峰町89-4	令和4年4月1日

長崎県告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	佐世保市島瀬町9-7	令和4年3月28日
旧	日本調剤佐世保中央薬局	佐世保市島瀬町10-9 イオンショッピングセンター4F	

長崎県告示第325号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																										
別表（第3条関係） (1) 経営安定対策貸付 ア及びイ 略 ウ 経営安定資金（長期設備） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱期間</td> <td>平成25年4月1日から令和7年3月31日 且の保証承諾分まで</td> </tr> </tbody> </table> エ 略 (2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 ア-1 緊急資金繰り支援資金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ア-2 緊急資金繰り支援資金（伴走支援） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資目的</td> <td><u>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とする。</u></td> </tr> <tr> <td>融資対象</td> <td><u>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者（注1）のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した者</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	略		取扱期間	平成25年4月1日から令和7年3月31日 且の保証承諾分まで	項目	内容	略		項目	内容	融資目的	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とする。</u>	融資対象	<u>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者（注1）のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した者</u>	別表（第3条関係） (1) 経営安定対策貸付 ア及びイ 略 ウ 経営安定資金（長期設備） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱期間</td> <td>平成25年4月1日から令和4年3月31日 且の保証承諾分まで</td> </tr> </tbody> </table> エ 略 (2) 略 (3) 緊急資金繰り対策貸付 緊急資金繰り支援資金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	略		取扱期間	平成25年4月1日から令和4年3月31日 且の保証承諾分まで	項目	内容	略	
項目	内容																										
略																											
取扱期間	平成25年4月1日から令和7年3月31日 且の保証承諾分まで																										
項目	内容																										
略																											
項目	内容																										
融資目的	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とする。</u>																										
融資対象	<u>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者（注1）のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した者</u>																										
項目	内容																										
略																											
取扱期間	平成25年4月1日から令和4年3月31日 且の保証承諾分まで																										
項目	内容																										
略																											

	<p>(1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた者（注2）</p> <p>(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ、次のいずれかに該当する者（注2）</p> <p>① 売上高等減少率が15%以上であること。</p> <p>② 売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者（注2）（注3）</p> <p>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること。</p> <p>② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ、前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。</p> <p>（注1）新型コロナウイルス感染症の影響を原因として徴収猶予又は分割納付の決定を受けた場合を除く。</p> <p>（注2）保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。</p> <p>（注3）保険法第3条の規定による普通保険にかかる保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険にかかる保証（いずれも一般分に限る。）に限る。</p>
資金使途	<p>運転資金、設備資金</p>
融資限度額	<p>別枠6,000万円</p>
金利	<p>年1.30%</p>
融資期間	<p>10年以内（うち据置5年以内）</p>
償還方法	<p>原則として均等分割弁済とする。ただし、保証期間が1年以内の場合は一括弁済でも差し支えないものとする。</p>
担保・保証人	<p>(1) 担保：必要に応じて徴求することとする。</p> <p>(2) 保証人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。</p>

保証料	<p>(1) 通常料率 <u>融資対象(1)及び(2)については、保証料率は0.65%とし、国が0.65%に相当する額を補助する。</u> <u>融資対象(3)については、次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。</u></p> <p style="text-align: center;">(融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="352 465 782 544"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 率</td> <td>0.75%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.55%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>0.75%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.55%</td> <td>0.50%</td> <td>0.40%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 免除対応適用の場合 (注4) <u>融資対象(1)及び(2)については、保証料率は0.85%とし、国が0.85%に相当する額を補助する。</u> <u>融資対象(3)については、次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。</u></p> <p style="text-align: center;">(融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="352 831 782 909"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 率</td> <td>0.95%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>0.95%</td> <td>0.95%</td> <td>0.90%</td> <td>0.85%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ただし、(1)及び(2)における条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外とする。</u></p> <p>(注4) 本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除する。</p> <p>① <u>令和2年1月29日時点における直近の決算書から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。</u></p> <p>② <u>直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。</u></p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料 率	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%	国補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料 率	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%	国補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
料 率	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%																																																				
国補助	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%																																																				
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
料 率	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%																																																				
国補助	0.95%	0.95%	0.90%	0.85%	0.75%	0.70%	0.60%	0.50%	0.45%																																																				
金融機関の責務及び報告	<p>(1) 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。</p> <p>(2) 中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。</p> <p>(3) 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状</p>																																																												

	<p>況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。</p>
申込方法	<p>取扱金融機関又は保証協会が定める方法</p> <p>ただし、融資対象(1)及び(2)①については、次の(1)及び(2)、融資対象(2)②については、次の(1)、(2)及び(3)、融資対象(3)については、次の(2)及び(3)の所定の書面を添付する。また、免除対応を適用する場合にあっては次の(4)の所定の書面を加えて添付する。</p> <p>(1) 保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町長の認定書</p> <p>(2) 経営行動計画書 以下の内容を満たすもの又は含むものとする。</p> <p>① 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。</p> <p>② 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項</p> <p>(3) 売上高減少要件確認書</p> <p>(4) 経営者保証免除対応確認書</p>
申込先	<p>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合</p>
取扱期間	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までに保証申込を受付した分まで</p>
備考	<p>当資金は国の統一保証制度「伴走支援型特別保証制度」を活用。</p>

(4) 特別対策貸付
ア 再生支援資金

(4) 特別対策貸付
ア 再生支援資金

項目	内容
略	
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、 県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業活性化協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画（経営改善計画）を策定した中小企業者 (2)～(4) 略
略	
申込方法	融資対象(1) 中小企業活性化協議会が策定した再生計画（経営改善計画）書の写しを添え、取扱金融機関又は保証協会に申し込む。 融資対象(2)～(4) 略
略	

イ 地域産業支援資金

項目	内容
略	
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、 県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 過疎・離島半島振興 次のいずれかの地域において、事業を継続している者 ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条、第3条、第41条、第42条、第43条に定める過疎地域等 ②～④ 略 (2)～(4) 略
略	

ウ 地方創生推進資金

項目	内容
略	
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、 県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 食のながさき応援 次のいずれかに該当する者 ①及び② 略 (2) ものづくり企業育成応援 次のいずれかに該当する者 ① 略 ② 長崎県成長産業サプライチェーン強化事業計画の認定を受けた者

項目	内容
略	
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、 県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業再生支援協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画（経営改善計画）を策定した中小企業者 (2)～(4) 略
略	
申込方法	融資対象(1) 中小企業再生支援協議会が策定した再生計画（経営改善計画）書の写しを添え、取扱金融機関又は保証協会に申し込む。 融資対象(2)～(4) 略
略	

イ 地域産業支援資金

項目	内容
略	
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、 県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 過疎・離島半島振興 次のいずれかの地域において、事業を継続している者 ① 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に定める過疎地域等 ②～④ 略 (2)～(4) 略
略	

ウ 地方創生推進資金

項目	内容
略	
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、 県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 食のながさき応援 次のいずれかに該当する者。ただし、令和元年9月末までに旧食のながさき応援資金の市町の長の推薦を受けた者は該当する者とみなす。 ①及び② 略 (2) ものづくり企業育成応援 次のいずれかに該当する者。ただし、令和元年9月末までに旧ものづくり企業育成応援資金の県の認定を受けた者は該当する者とみなす。 ① 略 ② 長崎県新成長ものづくり産業事業拡大計画の認定を受けた者

<p>③ <u>長崎県航空機関連産業事業拡大計画の認定を受けた者</u></p>	
<p>(3) 健康・観光関連産業応援</p> <p>① ヘルスケア産業若しくは観光関連産業に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>② 宿泊業生産性向上支援 宿泊業を営む者又は宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者</p> <p>(4) <u>Nびか認証企業応援</u> 長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nびか）の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者</p> <p>(5) <u>SDGs登録企業応援</u> 長崎県SDGs登録制度に登録し、かつ、SDGsの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者</p>	
略	
融資限度額	2億円（うち運転資金は5千万円） ただし、融資対象(3)②については、 2億8千万円 <u>融資対象(4)及び(5)については、5千万円</u>
金利	融資対象(1) 略 融資対象(2)、(3)①、(4)、(5) 年1.30% 融資対象(3)② 略
融資期間	融資対象(1) 略 融資対象(2)、(3)①、(4)、(5) 運転資金 略 設備資金 略 融資対象(3)② 略
略	
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象(1)①、(2)①及び(3)①については、国の経営力向上計画に

<p>③ <u>長崎県成長産業サプライチェーン強化事業計画の認定を受けた者</u></p> <p>④ <u>長崎県航空機関連産業事業拡大計画の認定を受けた者</u></p> <p>⑤ <u>長崎県ロボット・IoT関連システム開発実証事業計画の認定を受けた者</u></p>	
<p>(3) 健康・観光関連産業応援</p> <p>① ヘルスケア産業若しくは観光関連産業に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者。<u>ただし、令和元年9月末までに旧光福の街長崎おもてなし資金の市町の長の推薦を受けた者は該当する者とみなす。</u></p> <p>② 宿泊業生産性向上支援 宿泊業を営む者又は宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、<u>県の「宿泊業等生産性向上促進支援事業」の支援、「観光関連産業経営支援事業」の支援又は経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定したもの</u></p>	
略	
融資限度額	2億円（うち運転資金は5千万円） ただし、融資対象(3)②については、 2億8千万円
金利	融資対象(1) 略 融資対象(2)、(3)① 年1.30% 融資対象(3)② 略
融資期間	融資対象(1) 略 融資対象(2)、(3)① 運転資金 略 設備資金 略 融資対象(3)② 略
略	
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法。 ただし、融資対象(1)①、(2)①及び(3)①については、国の経営力向上計画に

	<p>係る認定通知書の写し又は県の経営革新計画に係る承認通知書の写しを添付する。</p> <p>融資対象(1)②、(2)②及び③については、計画の認定を受けたことが分かる書類を添付する。</p> <p>融資対象(3)②については、経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書を添付する。</p> <p>融資対象(4)及び(5)については、別に定める県による認定書を添付する。</p>	<p>係る認定通知書の写し又は県の経営革新計画に係る承認通知書の写しを添付する。</p> <p>融資対象(1)②、(2)②、(2)③及び(2)④については、計画の認定を受けたことが分かる書類を添付する。</p> <p>融資対象(3)②については、「宿泊業等生産性向上促進支援事業」の支援、「観光関連産業経営支援事業」の支援又は経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書を添付する。</p> <p>旧食のながさき応援資金及び旧光福の街長崎おもてなし資金については、別に定める市町の長の推薦書を添付する。</p> <p>旧ものづくり企業育成応援資金については、別に定める県による認定書を添付する。</p>
略	略	略
エ～オ 略	略	エ～オ 略

長崎県告示第326号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

西彼町加入区

長崎県告示第327号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

野母崎三和加入区

長崎県告示第328号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく魚類養殖共済についての加入区の設定（平成30年長崎県告示第834号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

表中

「

五区第1508加入区	五区第1508号の漁業権の区域	を
北区第1000加入区	北区第1000号の漁業権の区域	

」

「

五区第1508加入区	五区第1508号の漁業権の区域	に改める。
五区第1509加入区	五区第1509号の漁業権の区域	
北区第1000加入区	北区第1000号の漁業権の区域	

」

長崎県告示第329号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区 の 名 称	漁 業 の 区 分
奈留町加入区	中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び大型定置漁業
宇久小値賀第1加入区	柳郷、中村郷及び六島郷の区域の小型合併漁業

長崎県告示第330号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和4年3月7日

(2) 埋立ての出願をした者の住所氏名

名 称 新上五島町

所 在 地 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

代表者氏名 新上五島町長 石田 信明

代表者住所 南松浦郡新上五島町有川郷917番地2

(3) 埋立ての区域

ア 位置 長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字小築地76番23の地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 1,831.19平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 長崎県南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字塩竈11番3、字小築地76番23、76番24の地内並びに字小築地76番23、76番24の地先公有水面

イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積 7,524.21平方メートル

(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷578番2 長崎県五島振興局上五島支所

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第331号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定による令和4年度定期種畜検査において、有効期間内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定により有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第332号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類（数量は年間購入予定数量）は、次のとおりとする。

富士ゼロックス複合機用トナーカートリッジ外

トナーカートリッジ	黒色	CT202630	265本
トナーカートリッジ	青色	CT202631	190本
トナーカートリッジ	赤色	CT202632	210本
トナーカートリッジ	黄色	CT202633	210本
トナーカートリッジ	黒色	CT203138	115本
トナーカートリッジ	青色	CT203139	60本
トナーカートリッジ	赤色	CT203140	70本
トナーカートリッジ	黄色	CT203141	60本
ドラムカートリッジ		CT351104	190本
トナー回収ボトル		CWAA0901	320本

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和4年5月23日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書

類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2881

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又

は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス新福田店
長崎県長崎市大浜町1594番 外

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,499平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

◎ 廃棄物対策課

① 工作物（舗装道路含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材（廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等）は、産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。

② 当該施設内において、利用客が廃棄する廃棄物は一般廃棄物となりますが、当該施設内にある各事業者（店舗等）から発生する廃棄物については、一部の品目を除き産業廃棄物となりますので、当該施設関係者、一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者間の連携により、分別と処理が確実に行われるようにしてください。

③ 廃棄物の保管については、一般廃棄物、産業廃棄物とも保管基準を遵守し、悪臭の発生等がないようにしてください。

◎ 土木総務課

① 市の管理する水路等に、占用、工事施行、及び排水施設の接続等を行う際は事前に土木総務課と協議をお願いします。

◎ 土木企画課

① 交通渋滞対策について

交通解析等の検証の結果、「影響は小さい」との結果が得られていますが、開店後に入出庫車両により交通流に変化が生じ、周辺道路等に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。

② 駐車場について

一般の公共の用に供する駐車場は、駐車場法第11条の規定により技術的基準の適用がありますので、駐車場法施行令に示される基準に適合されるよう留意してください。

また、建築物（特定用途）の延べ面積が2,000平方メートルを超える場合には、「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」に基づき届出が必要となります。

③ 店舗開店後の交通対策について

オープン時や繁忙期など来客が集中する期間や時間帯については、特に交通混雑対策や事故防止に努めてください。また、オープン後の状況を踏まえ、交通処理や交通安全に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。

◎ 景観推進室

① 景観について

当該地区は長崎市景観計画に規定する一般地区に該当します。周囲の景観に調和した意匠とすることや、敷地の緑化など景観形成基準を遵守するとともに、外壁改修工事など、届出対象行為を行う場合は、景観計画区域内行為届出書を提出してください。また、建築物又は工作物の高さが20メートルを超える場合は、事前協議書から提出してください。

② 屋外広告物について

屋外広告物を掲出する場合は、事前協議を行い、長崎市屋外広告物条例を遵守してください。

◎ 建築指導課

建築指導課が所管している条例等に則り、次の届出が必要です。

① 当該建築計画は、長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例第2条第2項第4号に規定する延べ床面積が1,000平方メートルを超える大規模店舗に該当するため、当該条例第12条及び第15条に基づく届出が必要です。

② 長崎県福祉のまちづくり条例第2条第2項に規定する特定生活関連施設（購買施設で、その用途地域300平方メートル以上）に該当するため、当該条例第16条第1項に基づく届出が必要です。

③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第2号に規定する「建築物の新築・増築床面積の合計が500平方メートル以上」に該当する場合、同法第10条に基づく届出が必要です。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市美津島町小船越260番地

宮崎 義則

長崎県対馬市美津島町鴨居瀬628番地5

箱崎 幸男

(2) 加入区

鴨居瀬加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

美津島町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市美津島町久須保711番地10

美津島町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県壱岐市郷ノ浦町有安舳1325番地
内山 康孝
長崎県壱岐市郷ノ浦町大島681番地2
竹口 芳継
- (2) 加入区
郷ノ浦町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
郷ノ浦町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦405番地6
郷ノ浦町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県長崎市琴海村松町135番地1
志田 義春
長崎県長崎市琴海戸根町120番地1
宮崎 重見
- (2) 加入区
琴海町村松加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
大村湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県西彼杵郡時津町浦郷542番地18
大村湾漁業協同組合

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月27日総会議決）を認可した。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 白崎土地改良区
認可年月日 令和4年4月19日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月16日総代会議決）を認可した。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 飯盛土地改良区
認可年月日 令和4年4月19日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月29日総会議決）を認可した。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 平成諫早湾干拓土地改良区
認可年月日 令和4年4月19日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月13日総会議決）を認可した。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 小迎土地改良区
認可年月日 令和4年4月20日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月18日総会議決）を認可した。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 小迎南風崎土地改良区
認可年月日 令和4年4月20日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月25日総代会議決）を認可した。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 西海町土地改良区
認可年月日 令和4年4月20日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入（単価契約）について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年5月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品、規格及び年間予定数量

富士ゼロックス複合機用トナーカートリッジ外

①	トナーカートリッジ	黒色	CT202630	265本
②	トナーカートリッジ	青色	CT202631	190本
③	トナーカートリッジ	赤色	CT202632	210本
④	トナーカートリッジ	黄色	CT202633	210本
⑤	トナーカートリッジ	黒色	CT203138	115本
⑥	トナーカートリッジ	青色	CT203139	60本
⑦	トナーカートリッジ	赤色	CT203140	70本
⑧	トナーカートリッジ	黄色	CT203141	60本
⑨	ドラムカートリッジ		CT351104	190本
⑩	トナー回収ボトル		CWAA0901	320本

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所及び条件

入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物件ごと一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

また、1年間の納入実績が入札書様式に記載されているそれぞれの品目の予定数量とした場合の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和3年長崎県告示第383号、令和4年長崎県告示第332号）の規定による資格を開札日現在で有している者であること。

(4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和4年5月23日（月）17時00分

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(名称) 長崎県警察本部警務部会計課 (調度係)
(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
(電話) 095-820-0110 (内線2231)
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
 - (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書によるものとする。
 - (2) 入札説明書の交付期間は、この公告の日から令和4年6月15日(水)17時00分まで(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)に定める休日を除く。)とする。
 - (3) 入札説明書の交付場所は、4の部局等とする。
 - (4) 入札説明会を行わない。
- 7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部3階入札室
(日時) 令和4年6月21日(火)13時30分
開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
(受領期限) 令和4年6月20日(月)17時00分(必着)
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内に必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(各契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をいう。以下同じ。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は、無効とする。
なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) すべての入札単価が長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定単価の制限の範囲内での入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 14 落札決定の取消
- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止の措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Unit-price contract of consumption articles for toner cartridge made in Fujixerox Corporation
- (2) The term of contract:
As shown in the specification document
- (3) Place of delivery:
As shown in the specification document
- (4) Time-limit for the submission of tender by registered mail:
PM5:00 June 20, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender:
PM 1 :30 June 21, 2022
- (6) Point of contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police Tel 095-820-0110 ext 2231

教 育 長 公 告

長崎県公立学校教員採用選考試験の実施（公告）

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和5年度長崎県公立学校教員採用選考試験を次のとおり実施する。

令和4年5月6日

長崎県教育委員会

教育長 中崎 謙司

1 目 的 長崎県公立学校教員の採用にあたり選考資料とするために実施する。

2 選考を行う校種・職及び教科・科目等と採用予定者数

校種・職	採用 予定者数	教科・科目等別採用予定者数	
		一般受験 (256)	
小学校教諭	260	離島枠 (4)	※詳細については「13(2)離島教育特別枠採用選考」を参照
中学校教諭	130	国語 (22) 社会 (10) 数学 (11) 理科 (19) 音楽 (15) 美術 (10) 保健体育 (10) 技術 (10) 家庭 (10) 英語 (13)	
高等学校教諭	63	国語 (7) 地理歴史 [世界史 (1)・日本史 (1)・地理 (4)] 公民 (1) 数学 (4) 理科 [物理 (1)・化学 (1)・生物 (1)] 保健体育 (5) 芸術 [音楽 (1)・美術 (1)・書道 (1)] 英語 (12) 家庭 (4) 農業 (2) 工業 [機械 (1)・電気 (2)・建築 (1)・土木 (1)・工業化学 (1)] 商業 (4) 看護 (2) 福祉 (1) 情報 (3)	
特別支援学校教諭	30	小学部	(10)
		中学部	(20)
		高等部	
養護教諭	20		
計	503		

(注)① 他校種及び他教科・科目との重複出願は認めない。

② 高等学校地理歴史及び公民の採用予定者数には、地理歴史と公民の両方の免許を所持する者又は令和5年3月31日までに取得見込みで、志願科目以外も教えることができる者若干名を含む。

③ 高等学校国語、高等学校英語の採用予定者数には、国語又は英語に加え、中国語又は韓国語のいずれかを教えることができる者若干名を含む。

④ 高等学校情報の採用については、長崎市教育委員会が実施する長崎市公立学校教員採用選考試験と合同で行う(併願可)。長崎市公立学校の採用については、長崎市公立学校教員採用選考試験実施要項を確認すること。また、第1次試験の際に、採用に関する希望調査を別途行う。

⑤ 特別支援学校教諭志願者は、「8 第1次試験(2)筆記試験内容」に示すとおり、受験区分特A・特Bのうち、いずれかを選択して出願すること。また、志願する部(小学部又は中学部・高等部)を選択すること。

⑥ 障害者特別採用選考(採用予定者数20名、詳細については「13(1)障害者特別採用選考」を参照)は、一般選考(採用予定者数503名)とは分けて選考を行う。

⑦ 教員採用候補者の名簿登載期間更新制度(18 『教員採用候補者の名簿登載期間更新制度』についてを参照)による採用者数は、若干名とする。

⑧ 採用にあたって、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用する。

3 出願資格

次の(1)～(3)を全て満たすこと。

- (1) 昭和38年4月2日以降に生まれた者。
- (2) 志願する校種・職(中学校及び高等学校教諭にあっては志願教科)の普通免許状を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者。
ただし、次の①～④について留意すること。
 - ① 高等学校国語科教諭、高等学校英語科教諭の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、中国語又は韓国語の教諭普通免許状を有しない者も出願できる。
 - ② 中学校教諭のうち、英語、家庭、高等学校教諭のうち、英語、家庭、農業、工業、商業、看護、福祉、情報及び特別支援学校教諭(自立活動)の志願者については、普通免許状を有しない者も特別免許状や臨時免許状の取得を前提とした出願ができる。
※ 下記《別表》に示す特別免許状による採用を参照すること。
※ 高等学校情報科教諭、中学校及び高等学校英語科教諭、特別支援学校教諭(自立活動)の志願者は、「13 特別採用選考及び免除申請について」(3)(5)(7)も参照すること。
 - ③ 特別支援学校教諭については、志願する部(小学部又は中学部もしくは高等部のいずれか)に対応する校種、教科の教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状の両方を有する者(令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む)。
※ 放送大学、認定講習等で取得中の者は、事前に免許取得の要件を県教育庁教職員課職員免許班(TEL095-894-3334)に必ず確認すること。取得できない場合は採用取り消しとなる。
 - ④ 中学校及び高等学校の家庭科教諭として志願できる者には、栄養教諭の普通免許状を取得又は取得見込みの者を含む。ただし、合格者は臨時免許状による助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から教諭(特別免許状による)として任用する。
- (3) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者。

《別表》

中学校の英語、家庭科教諭、高等学校の英語、家庭、農業、工業、商業、看護、福祉、情報科教諭、特別支援学校教諭(自立活動)の特別免許状による採用について

教 科	出 願 資 格
中学校教諭 英 語 家 庭	次の1及び2の両方を満たす者。 1 次の(1)～(3)のいずれかに該当すること。 (1) 学校教育法第1条に規定する学校等における、教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上ある者。 (2) 教科に関する専門分野に関して、営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等における勤務経験等が概ね3年以上ある者。 (3) 優れた知識経験等を有する者。 ・教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者 ・修士号、博士号の学位を有する者(原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的知識経験等を備えていること) ・各種競技会、コンクール、展覧会における実績を有する者(オリンピック、世界規模、全国規模のもので優秀な成績を収めた者)など 2 勤務した学校又は企業等から社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有することを確認できる1通の推薦状が提出できること。
高等学校教諭 英 語 家 庭 農 業 工 業 商 業 看 護 福 祉 情 報	
特別支援学校教諭 自立活動	

※ 特別免許状の取得を前提とした出願となるため、合格後、特別免許状取得のための関係書類を提出すること。詳細については、県教育庁高校教育課県立学校人事班に確認すること。

なお、採用試験に合格しても、令和5年3月31日までに長崎県教育委員会が発行する特別免許状を取得できなかった場合は、採用しない(ただし、助教諭として採用される者を除く)。

4 実施要項及び出願に係る書類の入手方法

令和4年5月6日(金)以降、高校教育課のホームページからダウンロードして入手する。

なお、実施要項の郵送希望者は、返信用封筒[角2号(24.0cm×33.2cm)、返信先記入、210円郵便切手貼付]を添えて高校教育課県立学校人事班まで(5(4)出願先と同じ)申し込むこと。

5 出願手続

(1) 出願方法

原則としてインターネットを利用した電子申請で出願すること（※必要事項の入力が終わったら、必ず「入力完了」ボタンを押すこと）。

ただし、小学校・中学校本免申請者（11 免除申請についてを参照）で、関東・関西会場での受験を希望する者は、郵送で出願すること（※関東・関西会場受験希望者の電子申請は不可）。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留で送ること。その際、以下の①、②の書類（ダウンロードして作成する）を封筒【角2号（24.0cm×33.2cm）】に入れ、志願校種等、教科・科目を封筒の表に記入すること。

- ① 願書（両面印刷すること）
- ② 各種申請書（該当者のみ）

(2) 身体的な事情により、受験に際して配慮を必要とする場合は、該当欄にその旨を入力すること。

(3) 高等学校国語科又は英語科教諭の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、電子申請に加えて中国語又は韓国語の能力を証明するものを5(4)の出願先まで郵送すること。

(4) 出願先（※校種・職に関わりなく下記に提出すること）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県教育庁高校教育課県立学校人事班

6 出願期間（※早めに出願すること）

令和4年5月16日（月）午前10時～ 5月26日（木）午後5時まで

※ 郵送の場合は5月26日（木）までの消印有効

ただし、小学校・中学校本免申請者で、関東・関西会場での受験を希望する者は以下の期間とする（郵送のみ）。

令和4年5月16日（月）～ 8月18日（木）消印有効

7 受験票の交付

令和4年6月17日（金）発送予定。

ただし、小学校・中学校本免申請者で、関東・関西会場での受験を希望する者は令和4年9月2日（金）発送予定。

※ 受験票が発送予定日後2週間以内（関東・関西受験においては9月7日（水）まで）に到着しない場合や、記載内容に不備等がある場合は、すみやかに高校教育課（関東・関西受験においては義務教育課）まで連絡すること。

8 第1次試験

(1) 期日及び試験会場等

期 日	試 験 会 場		
令和4年 7月10日（日）	長崎県立長崎西高等学校	長崎市竹の久保町12-9	電話 095-861-5106
	長崎市立長崎商業高等学校	長崎市泉町1125	電話 095-887-1511
	長崎県教育センター	大村市玖島1丁目24-2	電話 0957-53-1131

校種・職	時 間		9:00		9:50		10:40		11:30		12:00		12:50					
	小学校教諭	受 付 ・ 諸 注 意	教 職 ・ 一 般 教 養 (50)	休 憩	専門教科・科目(80)													
中学校教諭	専門教科・科目(80)																	
音・美・保体	専門教科・科目(50)				オリエンテーション							実 技						
英 語	専門教科・科目(80)												英会話力テスト					
高等学校教諭	専門教科・科目(80)																	
音・美・書・保体	専門教科・科目(50)				オリエンテーション									実 技				
英 語	専門教科・科目(80)														英会話力テスト			
特別支援学校教諭	特A				専門教科・科目(80)													
	特B				出願時に希望した教科・科目と同じ(実技も含む)												出願時に希望した教科・科目と同じ(実技も含む)	
養護教諭	専門教科・科目(80)																	

(注)① 試験会場と集合時刻については、受験票送付の際に指定する。

② 試験会場への電話による問い合わせは、試験当日のみとする。

- ③ 高等学校国語科、英語科教諭の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者についても、全て高等学校国語科、英語科教諭と同じ試験を受験することとする。
- ④ 特別支援学校教諭の志願者で、受験区分特Bを選択する者（8(2)を参照）は、出願時に選択した教科・科目（小学校・中学校・高等学校で実施するいずれかの教科・科目と同じもの（実技も含む））を受験することとする。
- ⑤ **各試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、第1次試験会場周辺の公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。**
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策や台風等により、やむを得ず試験日程等を変更する場合は、長崎県教育庁高校教育課のホームページ等で知らせるので確認すること。
- ⑦ 不正防止の観点から、通信機能を備えたウェアラブル端末の腕時計の試験会場への持ち込みは不可とする。

(2) 筆記試験内容

試験 校種・職	筆 記 試 験 の 内 容 等		
	教職・一般教養	専 門 教 科 ・ 科 目	
小 学 校 教 諭	教育原理・教育心理・教育法規等教職に関するもの、及び教員に必要な一般的教養	小学校の全教科	
中 学 校 教 諭		志願した教科（英語受験者はリスニングを含む。）	
高 等 学 校 教 諭		志願した教科又は科目（英語受験者はリスニングを含む） （※ただし、地理歴史・公民・理科・工業については、専門科目のほかに、その教科全般の問題も課す。地理歴史は公民、公民は地理歴史も含む）	
特別支援学校教諭		受験区分 特A又は特Bの いずれかを選択	特A 特別支援教育に関する科目
		特B	小学校・中学校・高等学校で実施する専門教科・科目のいずれか1つ（実技も含む）
養 護 教 諭	養護教諭に関する専門教科		

(3) 実技試験及び英会話力テスト内容

校種・職	実 技 試 験 の 内 容 等																		
中学校・高等学校 音楽科教諭	○次のⅠ群～Ⅲ群の中から1つ選択する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>群</th> <th>選択項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Ⅰ群</td> <td>ピ ア ノ</td> <td>任意の1曲</td> </tr> <tr> <td>声 楽</td> <td>「イタリア歌曲集1・2」より任意の1曲</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Ⅱ群</td> <td>声 楽</td> <td>任意の1曲</td> </tr> <tr> <td>ピ ア ノ</td> <td>バッハ「インベンション」「シンフォニア」から任意の1曲</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Ⅲ群</td> <td>器 楽 (ピアノ以外)</td> <td>任意の1曲（無伴奏でも可） ※楽器については持参すること</td> </tr> <tr> <td>弾き歌い</td> <td>「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日こちらより1曲指定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 声楽、器楽において伴奏を希望する場合は、原則受験者による相互伴奏とする（必要な伴奏楽譜等は持参すること）。 ただし、予め伴奏を録音したCDを作成して持参し、そのCD伴奏で演奏することも可とする（CDラジカセ等の再生機器は県教育委員会で準備するが、パソコン等で録音した音源は通常のCDラジカセで再生できないことがあるので注意すること）。</p>	群	選択項目	内 容	Ⅰ群	ピ ア ノ	任意の1曲	声 楽	「イタリア歌曲集1・2」より任意の1曲	Ⅱ群	声 楽	任意の1曲	ピ ア ノ	バッハ「インベンション」「シンフォニア」から任意の1曲	Ⅲ群	器 楽 (ピアノ以外)	任意の1曲（無伴奏でも可） ※楽器については持参すること	弾き歌い	「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日こちらより1曲指定
	群	選択項目	内 容																
Ⅰ群	ピ ア ノ	任意の1曲																	
	声 楽	「イタリア歌曲集1・2」より任意の1曲																	
Ⅱ群	声 楽	任意の1曲																	
	ピ ア ノ	バッハ「インベンション」「シンフォニア」から任意の1曲																	
Ⅲ群	器 楽 (ピアノ以外)	任意の1曲（無伴奏でも可） ※楽器については持参すること																	
	弾き歌い	「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日こちらより1曲指定																	
中学校・高等学校 美術科教諭	○提示するテーマを基に スケッチ及び粘土による立体造形 を行う。 ○受験者持参品 鉛筆（H～2B）、消しゴム ※ 粘土及び粘土板、粘土べら等の道具類は県教育委員会で準備する。																		
高等学校 書道科教諭	○条幅（半切）に漢字仮名まじり創作を課す。併せて漢字創作・仮名創作の中からいずれか1つ（受験者選択）を課す。 ○半紙に漢字臨書、仮名臨書を課す。 ○受験者持参品 書道用具一式 ※用紙は県教育委員会で準備する。字典類の使用は認めない。																		

中学校・高等学校 保健体育科教諭	<p>○必修…水泳</p> <p>○選択…次の1群～3群の中からそれぞれ1種目選択する。</p> <p>1群 (器械運動 [マット運動]、陸上競技 [ハードル走])</p> <p>2群 (バレーボール、バスケットボール、ソフトボール)</p> <p>3群 (柔道、剣道、ダンス)</p> <p>※ 上記のいずれについても、それぞれの運動ができる服装等を準備すること。 (柔道選択者で、柔道衣の下にTシャツを着用する場合は、白を着用すること) (水泳会場までの移動は、サンダル、Tシャツ、ハーフパンツを使用すること)</p> <p>※ 柔道衣、竹刀・防具類、グラブ等の用具は各自で準備すること。</p>
中学校・高等学校 英語科教諭	<p>外国語指導助手の進行により、討論形式で英会話力テストを行う。 (25分程度)</p>

9 第1次試験受験時に持参すべきもの

持参すべきもの	注 意 事 項
(1) 受験票	6月中旬に送付されるので、 写真[縦4cm×横3cm、令和4年4月以降に撮影したもの] を貼付しておくこと。
(2) 写真票	高校教育課のホームページからダウンロードした写真票に、 写真[縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの] を貼付の上、必要事項を必ず記入しておくこと。
(3) 返信用封筒1通 [長3号(12.0cm×23.5cm)]	返信先を記入 (「～行」と書かず「～様」とする)の上、 100円郵便切手2枚、50円切手1枚及び2円切手2枚 (合わせて254円分)を貼付しておくこと。 ※ 第1次選考の結果通知書送付用の封筒となるので、8月初旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
(4) 加点申請書及び加点申請に係る書類の原本	加点申請をした者は、「 12 加点制度について 」のとおり、加点申請書及びそれぞれの要件を証明する書類の 原本を持参 し、試験会場で提出すること。本部で原本確認後、試験当日に返却する。 ※ 改姓している場合は、改姓を証明できるものを持参すること。 ※ 免許・資格等を取得見込みで加点申請をした者は受講中であることを証明する書類を提出すること。本部で確認後、試験当日に返却する。
(5) 時計	計時機能のみのものとする(※通信機能付ウェアラブル端末時計不可)。
(6) 筆記試験時に特に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「中学理科」受験者は、目盛付三角定規1組を持参すること。 ・「中高美術」受験者は、三角定規1組を持参すること。 ・「中学技術」受験者は、コンパス、三角定規1組、目盛付定規及び電卓(関数機能付も可)を持参すること。 ・「高校工業」受験者は、コンパス、三角定規1組、目盛付定規及び関数機能付電卓を持参すること。 ・「高校商業」受験者は、計算単機能の電卓を持参すること。

※ (2)写真票と(3)返信用封筒1通は、試験開始前に提出を求めらるので予め準備しておくこと。

10 第1次選考結果の通知 (※本県では、下記(1)(2)の方法でのみ結果を通知する)

- (1) 受験者全員に通知書を発送する(令和4年7月29日(金)発送予定)。
8月3日(水)までに通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。
- (2) 高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載する(7月29日(金)午前10時予定)。
なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

11 免除申請について

下記の区分の対象となる志願者のうち、申請があった者について審査し、**免除の可否については、受験票により通知**する。また、下記の区分の重複申請は認めない。なお、特別採用選考との重複申請については「**13 特別採用選考及び免除申請について**」を参照すること。

区 分	対 象	申 請 要 件	免 除 内 容
体免	中学校・高等学校の保健体育科教諭志願者	国際レベルの大会(オリンピック大会、アジア大会等)に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた者。	第1次試験の全て
臨免	全ての校種・職の臨時的任用等教員	平成29年度から令和4年度において、3か年度(障害者特別採用選考は2か年度)以上臨時的任用等教職員を経	第1次試験の教職・一般教養試験

		<p>験した者（各年度の任用期間は、長短にかかわらず1年と算定する）のうち、令和4年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用され、優秀と認められる者（非常勤講師及び任期付短時間勤務職員を含む）。なお、本県以外の国公立学校において本務教職員又は臨時的任用等教職員としての勤務経験がある者で、申請時に平成29年度から令和3年度までの勤務を証明できるものを提出すれば、勤務歴に加えることができる。</p>	
本免	<p>全ての校種・職の国公立学校本務教員</p>	<p>令和4年4月1日時点において、他自治体の国公立学校本務教員で、受験する校種、教科・科目と同一の本務教員経験を2年以上有しており、令和4年度末まで他自治体で国公立学校本務教員として勤務を継続する者。</p>	<p>【小学校・中学校・特別支援・養護教諭】 第1次試験の全て及び第2次試験の実技</p> <p>【高等学校】 第1次試験の教職・一般教養試験</p>
通免	<p>小学校教諭志願者</p> <p>中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭志願者</p>	<p>令和5年度採用選考試験（小学校教諭）の第1次試験の全てを免除する「通知書」が発行された者。ただし、小学校を受験する者に限る。</p> <p>令和4年度採用選考試験の第2次試験結果通知において令和5年度採用選考試験の第1次試験の全てを免除することが記載されていた者（高等学校・特別支援学校は区分Ⅱ合格後、名簿登載されなかった者）。ただし、令和4年度採用選考試験で受験した第2次試験と同一校種教科・科目を受験する者に限る。</p>	<p>第1次試験の全て</p>

【申請手続き】

各種申請書は高校教育課のホームページからダウンロードし、郵送の場合は両面印刷（両面コピー）で提出すること。

区 分	申 請 手 続 き
体免	<p>電子申請に加えて、「免除申請書（体免）」及び要件に係る大会の賞状の写し（A4判に縮小すること）又は競技団体が発行する成績証明書、あるいは日本代表として出場したことを証明する書類を郵送にて提出すること。</p>
臨免	<p>電子申請に加えて、「免除申請書（臨免）」に必要事項を記入し、5月10日（火）までに現在勤務する学校の校長あて提出すること。</p>
本免	<p>県内会場（長崎）受験希望者は、電子申請の際に「免除申請書（本免）」を添付書類として送信すること。</p> <p>小学校及び中学校本免申請者は、県内会場（長崎）受験又は関東・関西会場受験を申請時に選択し、関東・関西会場受験希望者は郵送にて提出すること（重複して受験はできない）。</p> <p>なお、関東・関西会場受験は、県内会場（長崎）受験と出願期間や試験日が異なっているため注意すること。</p> <p>関東・関西会場受験の実施日及び試験会場は、「14 第2次試験(3) 期日及び(4) 試験会場」を参照。</p>
通免	<p>電子申請に加えて、以下を郵送にて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教諭志願者は「通知書」の写し ・小学校教諭以外の志願者は「令和4年度長崎県公立学校教員採用選考試験第2次選考結果に係る通知書」の写し ・写真票（写真〔縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの〕を貼付の上、必要事項を記入したもの） ・返信用封筒1通〔長3号(12.0cm×23.5cm)、返信先を記入（8月初旬に確実に受け取れる住所を記入すること。また、「～行」と書かず「～様」とすること）の上、

100円郵便切手2枚、50円切手1枚及び2円切手2枚（合わせて254円分）を貼付しておくこと。

12 加点制度について

下記の志願校種でそれぞれの要件を満たす者については、加点申請により、**第1志望の校種において第1次試験に加点する。加点は最大で2項目、合計6点までとする。**なお、一部については、**令和5年3月31日までに取得見込みの者も申請ができる。**ただし、対象の免許状又は資格が取得できなかった場合は、**第2次試験に合格していても、内定及び採用候補者名簿への登載を取り消す場合がある**ので注意すること。

【加点申請ができる校種・職・要件及び加点される点数】

申請要件	志願校種・職及び加点					
	小学校	中学校	高校	特別支援学校		養護教諭
				特A	特B	
① 「司書教諭」の資格を有する又は取得見込みの者	3	3	3	3	3	
② 大学院を修了した者又は大学院に在学している者	3	3	3	3	3	3
③ 英検2級以上、TOEFL (iBT) 61点以上又はTOEIC (L&R) 550点以上のいずれかを有する者 ※受験期日は問わない。	3				小学部 3	
CEFR B2相当の英語の語学力を証明する資格を有する者 (★ CEFR B2相当についてを参照) ※令和2年4月1日以降に受験した試験を対象とする。		英語 3	英語 3		中高 英語 3	
④ 特別支援学校教諭普通免許状を有する又は取得見込みの者	3	3	3			
⑤ 小学校及び中学校志願者のうち、小学校、中学校両方の免許を有する又は取得見込みの者	3	3				
⑥ 複数教科の中学校教諭普通免許状を有する又は取得見込みの者		3			中学部 3	
⑦ 小学校及び中学校志願者で、志願教科以外に、中学校（音美技家）の免許状を有する又は取得見込みの者	6	6				
⑧ 高等学校志願者（情報以外）で、高等学校教諭普通免許状「情報」を有する又は取得見込みの者			3		高等部 3	
⑨ 高等学校志願者（福祉以外）で、高等学校教諭普通免許状「福祉」を有する又は取得見込みの者			3			
⑩ 特別支援学校の小学部志願者で、中学校教諭、高等学校教諭普通免許状を有する又は取得見込みの者				小学部 3	小学部 3	
⑪ 特別支援学校の中学部・高等部志願者で、小学校教諭普通免許状を有する又は取得見込みの者				中高 3	中高 3	
⑫ 視覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する又は取得見込みの者				3	3	
⑬ 聴覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する又は取得見込みの者				3	3	
⑭ 「臨床心理士」「公認心理士」の資格を有する者				3	3	
⑮ 「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」の資格を有する者				3	3	
⑯ 「看護師」の免許状を有する者						3

【申請手続き】

出願時の電子申請システムからの入力に加え、**第1次試験当日に、「加点申請書」**及び下記の各要件を証明する書類の**原本**を提出すること。

①については「修了証書」、②については「大学院修了証明書」又は「在学証明書」、③については「合格証」や「認定証」等、その資格を証明するものを提出すること。

④～⑯については、それぞれの免許状又は受講中であることを証明するものを提出すること。

「加点申請書」は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

13 特別採用選考及び免除申請について

特別採用選考及び免除申請については、＜別表＞に示すⅠ～Ⅲ群間での重複申請はできる。ただし、Ⅲ群内の重複申請はできない。

＜別表＞

群	種別
Ⅰ群	【障特】 障害者特別採用選考
Ⅱ群	【離特】 離島教育特別採用選考
Ⅲ群	【情特】 特定教科（情報）特別採用選考 【社特】 社会人特別採用選考 【英特】 英語資格等保有者対象特別採用選考 【本特】 本県本務教員退職者対象特別採用選考 【理特】 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者対象特別採用選考 【ス特】 スポーツ指導者特別採用選考 【推特】 大学推薦特別採用選考 【免除】 各種免除申請 ※「11 免除申請について」を参照

＜志願校種別の特別採用選考及び免除申請イメージ＞

小学校志願者

Ⅰ群		Ⅱ群		Ⅲ群
【障特】	+	【離特】	+	【社特】【本特】【推特】【免除】のうちいずれか1つ
希望する・希望しない		希望する・希望しない		希望する・希望しない

中学校志願者

Ⅰ群		Ⅱ群		Ⅲ群
【障特】	+	【離特】	+	【社特】【英特】【本特】【推特】【免除】のうちいずれか1つ
希望する・希望しない		対象外		希望する・希望しない

高等学校志願者

Ⅰ群		Ⅱ群		Ⅲ群
【障特】	+	【離特】	+	【情特】【社特】【英特】【本特】【ス特】【推特】【免除】のうちいずれか1つ
希望する・希望しない		対象外		希望する・希望しない

特別支援学校志願者

Ⅰ群		Ⅱ群		Ⅲ群
【障特】	+	【離特】	+	【社特】【本特】【理特】【推特】【免除】のうちいずれか1つ
希望する・希望しない		対象外		希望する・希望しない

養護教諭志願者

Ⅰ群		Ⅱ群		Ⅲ群
【障特】	+	【離特】	+	【社特】【本特】【免除】のうちいずれか1つ
希望する・希望しない		対象外		希望する・希望しない

(1) 障害者特別採用選考

身体障害者等の積極的な社会参加を目指すため、特別採用選考により優秀な人材を採用する。
 なお、選考については一般選考とは分けて行う。

対象となる校種・職	選考上の配慮事項	採用予定者数
小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭	別紙の「障害者特別採用選考申請書」の記載内容により、必要に応じ、第1次試験における受験上の配慮をする。また、実技の免除等も審査の上、行う。	20名
申 請 要 件		
<p>3 出願資格を満たす者（昭和38年4月2日以降に生まれた者）で、下記項目のいずれかに該当し、教員としての職務遂行が可能な者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 ・都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る）の交付を受けている者 ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 		

筆記試験・実技試験において提供可能な合理的配慮の例
点字受験、拡大鏡の使用、問題用紙等の拡大、試験時間の延長、手話通訳者の派遣、補聴器等の聴覚補助具の使用、パソコン等の使用、試験会場・机等の配慮、別室受験 など

【申請手続き】

電子申請に加えて「障害者特別採用選考申請書」を郵送にて提出すること。
 また、障害の種類・程度等により、配慮及び免除に関して希望することを記載して提出すること。
 「障害者特別採用選考申請書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること
 （「障害者特別採用選考申請書」用紙の郵送希望者は、返信用封筒[長3号(12.0cm×23.5cm)、返信先記入の上、84円郵便切手貼付]を添えて請求すること。請求先は**5(4)**出願先と同じ）。

(2) 離島教育特別採用選考

離島における教育の一層の充実のため、地域に根ざし、離島教育に対する熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。

対象となる校種・職	申 請 要 件	採用予定者数
小学校教諭	採用から10年連続して、原則同一離島市町に勤務できる者。 （離島市町は、対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町を基本とする）	4名

【申請手続き】

電子申請の際に「離島教育特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。
 「離島教育特別採用選考申請書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

(3) 特定教科(情報)特別採用選考(教員免許状の所有の有無に関わらない選考)

民間企業、大学・研究機関等において、情報システムの研究、開発・保守・運用等に従事した経験を教育に生かすため、教員免許状の所有の有無にかかわらず、専門的な知識・技能を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する(教員免許状を有していない場合は、特別免許状により任用する)。実務経験や資格を審査し特定教科(情報)特別採用選考による受験の可否については受験票により通知する。

なお、特定教科(情報)特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般受験となる(教員免許状を有する(取得見込みを含む)者に限る)。

対象となる 校種・職	選考上の 特別措置	申 請 要 件	採用 予定者数
高等学校教諭 (情報)	第1次試験 の全てを免 除する。	次の(1)～(3)の条件を全て満たす者。 (1) 大学又は大学院(短期大学を除く)を卒業(修了)し、学士以上の学位を取得している者。 (2) 平成21年度春期からの試験制度で、下記の試験のいずれかの合格者、あるいは、下記のいずれかの資格に相当する研究により、修士又は、博士号を取得している者(令和5年3月31日までに取得見込みでも可)。 ①基本情報技術者 ②応用情報技術者 ③ITストラテジスト ④システムアーキテクト ⑤プロジェクトマネージャ ⑥ネットワークスペシャリスト ⑦データベーススペシャリスト ⑧エンベデッドシステムスペシャリスト ⑨ITサービスマネージャ ⑩システム監査技術者 ⑪情報処理安全確保支援士 ※ (2) ①～⑪の資格あるいは、修士又は博士号が令和5年3月31日までに取得できなかった場合は、合格を取り消す。 (3) 民間企業、大学・研究機関等において、情報システムの研究、開発・保守・運用等に従事し、出願時までに通算3年以上の勤務経験を有する者。	採用予定者数 に含む

【申請手続き】

電子申請に加えて申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」及び「実務経験証明書」を郵送にて提出すること。

「実務経験証明書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

(4) 社会人特別採用選考

社会人としての柔軟な発想や多様な経験を教育に生かすため、民間企業等の経験者で、専門的な知識・技能を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。申請内容を審査し、社会人特別採用選考による受験の可否については受験票により通知する。

なお、社会人特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般受験となる。

対象となる校種・職	選考上の特別措置	申請要件 ①～③のいずれかに該当する者	採用 予定者数
小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭	第1次試験の「教職・一般教養試験」を免除する。	①民間企業等（国公立及び私立の小・中・高・特別支援学校を除く）において、平成27年4月1日以降、令和4年5月31日までに通算5年以上の勤務経験を有する者。 ②青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア等として、平成29年4月1日以降、令和4年5月31日までに通算2年以上の国際貢献活動の経験を有する者。 ③青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、合わせてその施設を青少年の利用に供する目的で、国もしくは地方公共団体が設置した青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）において、指導業務の従事者として位置付けられ、平成29年4月1日以降、令和4年5月31日までに通算3年以上の勤務経験を有する者。	若干名 [採用予定数] の1割以内

【申請手続き】

電子申請の際に「社会人特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。

「社会人特別採用選考申請書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

【その他】

第2次選考の合格者には、職歴確認のため「在職証明書」の提出を求める。

(5) 英語資格等保有者対象特別採用選考（教員免許状の所有の有無に関わらない選考）

中学校英語及び高等学校英語科教諭の志願者で、CEFR B2相当以上の英語力を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。申請内容を審査し、英語資格等保有者対象特別採用選考による受験の可否については受験票により通知する。

なお、英語資格等保有者対象特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般受験となる（教員免許状を有する（取得見込みを含む）者に限る）。

対象となる校種・職	選考上の特別措置	申請要件 ※CEFR B2（★）相当の英語の語学力を有する者で、①～④のいずれかに該当する者	出願及び採用の取扱い 必要書類	採用 予定者数
中学校教諭 高等学校教諭 (英語)	第1次試験の全てを免除する。	①中学校英語、高校英語教諭普通免許状を取得又は取得見込みの者。 ②民間企業等において、正規採用として、日常的に英語を使用した業務に従事した勤務経験が平成29年4月1日以降、令和4年5月31日までに3年以上ある者。	・教員免許状が無くても出願可。特別免許状による採用。 ・「実務経験証明書（英語を使用した業務に従事していることが分かる書類）」を提出。	採用予定者数に含む
	第1次試験の「教職・一般教養試験」を免除する。	③英語以外の普通教員免許状を取得又は取得見込みの者で、志願校種の英語教員として志願する者。		

		<p>④大学・大学院在学中又は科目等履修生で、「教育の基礎的理解に関する科目」や「生徒指導、教育相談等に関する科目」を5単位以上取得し、かつ英語の技能を活用して学校現場における2週間程度の英語教育インターンシップ(授業、特別活動などの実践経験)等を終了している者(予定者を含む)。</p>	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員免許状が無くても出願可。合格者は、臨時免許状による助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から教諭(特別免許状による)として任用する。 ・2次試験合格後、採用までに、大学作成の「学力に関する証明書」及び「推薦書」を提出。
--	--	--	---

【申請手続き】

電子申請に加えて申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」を郵送にて提出すること。ただし、資格試験については、平成29年4月1日以降に受験した試験を対象とする。

上表②の対象者は「実務経験証明書」も併せて郵送にて提出すること。なお、「実務経験証明書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

★ CEFR B2 相当について

検定名称	実施団体	基準	備考
実用英語技能検定、英検 S-CBT、英検 CBT	日本英語検定協会	1 級又は準 1 級合格者	英検 IBA は不可
TOEIC Listening & Reading Test	国際ビジネスコミュニケーション協会	785 点以上取得者	IP テストオンラインは不可
TOEFL iBT	国際教育交換協議会	72 点以上取得者	
ケンブリッジ英語検定	日本ケンブリッジ英語検定機構	160 点以上取得者	
GTEC	ベネッセコーポレーション	1190 点以上取得者	アセスメント版は不可
IELTS	ブリティッシュ・カウンシル、日本英語検定協会	5.5 以上取得者	
TEAP	日本英語検定協会	309 点以上取得者	
TEAP CBT	日本英語検定協会	600 点以上取得者	

(6) 本県本務教員退職者対象特別採用選考

本県本務教員として5年以上の勤務経験があり、育児等や諸般の事情を理由に退職した者で、専門的な知識・技能を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。申請内容を審査し、本県本務教員退職者対象特別採用選考による受験の可否については、受験票により通知する。

なお、本県本務教員退職者対象特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般受験となる。

対象となる校種・職	選考上の特別措置	申請要件	採用予定者数
小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭	第1次試験の全てを免除する。	<p>次の①～③を全て満たす者。</p> <p>①本県公立学校の本務教員として採用され、受験校種と同一の教職経験を5年以上有する者(休職、育休等の期間は除く)。</p> <p>②育児等(育児、介護等)や諸般の事情(家族の転勤等による転居、転職等)を理由に退職した者で、平成31年4月1日から令和4年3月31日までに本県公立学校の臨時的任用教員として通算で12月以上の勤務実績がある者。</p> <p>③懲戒処分歴がない者。</p>	採用予定者数に含む

【申請手続き】

電子申請に加えて申請要件を満たすことを明らかにする「自己申告書」を郵送にて提出すること。

「自己申告書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者対象特別採用選考（教員免許状の所有の有無に関わらない選考）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の有資格者で、障害の重度重複化や多様化に対応できる専門的な知識・技能を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する（教員免許状を有していない場合は、特別免許状により任用する）。実務経験や資格を審査し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士有資格者対象特別採用選考による受験の可否については、受験票により通知する。

なお、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士有資格者対象特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般受験となる（教員免許状を有する（取得見込みを含む）者に限る）。

対象となる校種・職	選考上の特別措置	申請要件	採用予定者数
特別支援学校教諭	第1次試験の全てを免除する。	○理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有し、当該資格に基づく重症心身障害児（者）の臨床経験が、平成29年4月1日以降、令和4年5月31日までに3年以上ある者。	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 各1名

【申請手続き】

電子申請に加えて申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」及び「実務経験証明書」（重症心身障害児（者）の臨床に従事していることが分かる書類）を郵送にて提出すること。

「実務経験証明書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

(8) スポーツ指導者特別採用選考

スポーツの分野で卓越した指導実績を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。申請内容を審査し、スポーツ指導者特別採用選考による受験の可否については受験票により通知する。

なお、スポーツ指導者特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般受験となる。

対象となる校種・職	選考上の特別措置	申請要件	採用予定者数
高等学校教諭	第1次試験の「教職・一般教養試験」を免除する。また、保健体育科教諭志願者は第1次試験の実技も免除する。	平成27年4月1日以降令和4年5月31日までににおいて、国際レベルの大会（オリンピック大会、アジア大会等）に日本代表として出場した選手の指導者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた選手の指導者。	若干名 [採用予定数の1割以内]

【申請手続き】

電子申請に加えて「スポーツ指導者特別採用選考申請書」及び申請要件を満たすことを明らかにする書類を郵送にて提出すること（大会要項の写し、賞状の写し（A4判に縮小すること）、競技団体が発行する成績証明書等）。

「スポーツ指導者特別採用選考申請書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

(9) 大学推薦特別採用選考

長崎県教育委員会が指定する教員の一種免許状を取得できる大学に在籍する卒業予定者及び、専修免許状を取得できる大学院・教職大学院に在籍する者（小学校及び中学校家庭・美術を志願する者は、二種免許状を取得できる短期大学に在籍する者も可とする。ただし、通信課程は含まない）で、長崎県公立学校教員を第一志望とする者のうち、教師として優れた実践力を発揮することができると学長又は学部長が推薦する者を対象とする。申請内容を審査し、推薦の可否については受験票により通知する。

なお、大学推薦特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般受験となる。

対象となる 校種・職	選考上の 特別措置	申 請 要 件	採用 予定者数
小学校教諭 中学校教諭 (国語・美術・ 技術・家庭) 高等学校教諭 (家庭・工業) 特別支援学校教諭	第1次試験 の全て及び 中学校(美 術・技術・家 庭)の実技 試験を免除 する。	長崎県公立学校教員を第一志望とする者のうち、教師として優れた実践力を発揮することができると学長又は学部長が推薦する者で次の①から③までの要件を全て満たす者。 ①対象となる一種免許状もしくは専修免許状(小学校及び中学校家庭・美術・技術は二種免許状も可)を有する者又は令和5年3月31日までに確実に取得できる見込みの者 ②長崎県教育委員会が求める教師像に見合う資質・能力を有する者 ③学業成績が優秀である者	採用予定者数 に含む

【申請手続き】

別途定める「大学推薦特別採用選考実施要項」を参照すること(高校教育課のホームページに掲載)。

なお、所属の大学が推薦指定校であるかを大学担当者に確認の上、手続きをすること。また、被推薦者は出願期間内に電子申請による出願を済ませること。

14 第2次試験

(1) 第2次試験を受験するよう通知された者のみ試験を受験する。

(2) 内 容

【第2次試験】

① 個人面接

- ※ 教科に関する課題面接を含む(小・中学校受験者を対象とする)。
- ※ 児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む(養護教諭受験者のみ対象とする)。
- ※ 高等学校英語受験者は、英語による質疑応答を含む。
- ※ 模擬授業を含む(高等学校・特別支援学校受験者を対象とする)。

② 実技試験(中学校「技術」・「家庭」、高等学校「家庭」・「看護」・「福祉」受験者のみ)

③ 適性検査(オンライン)

【第2次試験(関東・関西会場)】※**小学校・中学校本免申請者で、関東・関西会場での受験を希望する者対象**

① 個人面接(教科に関する課題面接を含む)

② 適性検査(オンライン)

(3) 期 日

【第2次試験】令和4年8月25日(木)～9月5日(月)のうち指定された1日

※ ただし、中学校「技術」・「家庭」、高等学校「家庭」・「看護」・「福祉」受験者は、実技試験実施のため指定された日を含む2日

【第2次試験(関東・関西会場)】

関東会場：令和4年9月10日(土) 関西会場：令和4年9月11日(日)

(4) 試験会場

【第2次試験】長崎県教育センター

【第2次試験(関東・関西会場)】

関東会場：東京国際交流館プラザ平成(東京都江東区青海2-2-1)(予定)

関西会場：兵庫国際交流会館(兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8)(予定)

(5) そ の 他

上記実技試験及び適性検査の内容については、第2次試験の受験通知と併せて通知する。

各試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、第2次試験会場周辺の公園や公共施設等への駐車は厳禁とする。

新型コロナウイルス感染症対策や台風等により、やむを得ず試験日程等を変更する場合は、長崎県教育庁高校教育課のホームページ等で知らせるので確認すること。

15 第2次試験受験時に提出すべき書類等

第2次試験の受験通知と併せて通知する。

16 第2次選考結果の通知

(1) 令和4年10月7日(金)頃、受験者全員に通知書を発送する。10月12日(水)までに通知書が届かない場合、高校教育課まで連絡すること。

高校教育課のホームページにも合格者の受験番号を掲載する(10月7日(金)午前10時予定)。

(2) 発表日時を変更する場合は、ホームページ上で連絡する。

17 登載・任用等

合格者は、長崎県公立学校教員採用候補者名簿に登載し、任用はこの中から選考して行う。

(1) 名簿登載期間について

校種・職	区分	名簿登載期間
小学校、中学校、養護教諭	I	名簿登載日から令和6年3月31日まで
高等学校、特別支援学校	I	名簿登載日から令和6年3月31日まで
	II	名簿登載日から令和4年12月31日まで

(2) 任用について

校種・職	区分	任用について
小学校、中学校、養護教諭	I	原則として、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに任用する。
高等学校、特別支援学校	I	原則として、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに任用する。
	II	(1)の区分IIに示す名簿登載期間に、区分Iの合格者に辞退または定年退職以外の退職希望者が生じた場合、区分IIの合格者の中から順に区分Iとして扱い、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに任用する。

(3) 「区分II」の者のうち名簿登載されなかった者は、同校種・職種を受験する場合に限り令和6年度採用選考試験の1次試験の全てを免除する。

18 『教員採用候補者の名簿登載期間更新制度』について

この制度は、大学院進学予定者又は大学院に在籍する者が、本県の教員採用選考試験に合格した場合に、名簿登載期間の有効期間を大学院修了まで延長できる制度である。

ただし、名簿登載期間の更新は、次年度に書類及び面接により審査し、決定するものとし、複数年の申請を行う者は、1年ごとに更新申請をしなければならない。また、任用にあたっては、原則として大学院修了を条件とする。

なお、名簿登載期間の更新申請の許可を与えるのは、若干名とする。

【申請手続き等】

(1) 大学院進学予定者又は大学院に在籍する者で、名簿登載期間更新の申請を希望する者は、願書の調査事項にその意志を明記する。

(2) 第2次選考結果通知で名簿登載期間の更新申請の許可が与えられた場合は、令和4年12月末までに申請手続きをとることができる。ただし、大学院進学予定者については、令和4年12月末までに大学院の合格が確定した者に限る。

なお、この申請手続きをする場合は、令和5年度の採用を辞退することになる。

(3) 上記(2)の手続き後、令和5年12月下旬(予定)に面接を行う(12月中旬までに面接実施の連絡を行う)。面接の際、大学院の在籍証明書及び調査書(指定する所定の様式)を提出する。

(4) 更新申請の審査結果については、令和6年1月中に本人あて通知する。

19 第1次試験及び第2次試験の評価について

	試 験	評 価	観 点
第1次 試験	教職・一般教養試験	50点満点	○知識 ○理解
	専門教科・科目試験	100点満点（音・美・書・体 以外） 50点満点（音・美・書・体）	
	実技試験	75点満点（中：音・美・体） 100点満点（高：音・美・書・体）	○技能 ○態度 ○知識（体） ○表現（音・美・書）
	英会話力テスト	15点満点（中英・高英）	○技能 ○態度 ○知識 ○表現
第2次 試験	実技試験	A～Eの5段階評価 （中技・中家・高家・高看・高福）	○技能 ○態度 ○知識 ○表現（技・家） ○適性（看・福）
	小学校・中学校 個人面接（教科に関する課題面接を含む）	10～1の10段階評価	○適性 ○意欲 ○社会性 ○指導力 ○専門性
	高等学校・特別支援学校 個人面接（模擬授業を含む）		
養護教諭 個人面接（児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む）			

20 第1次選考及び第2次選考の方法について

- (1) 第1次選考：第1次試験及び提出書類を資料として総合的に選考する。
- (2) 第2次選考：第1次試験、第2次試験及び適性検査、提出書類を資料として総合的に選考する。

21 公開・開示について

- (1) 第1次試験及び第2次試験で実施した筆記試験、実技試験、課題面接の問題は、過去5年分を県民センター（TEL:095-826-0141）等で公開している。
- (2) 教職・一般教養、専門教科・科目の試験問題の解答例と配点も、県民センター等で公開する。
- (3) 第1次試験（教職・一般教養、専門教科・科目、実技）の得点及びA～Dの4段階で示した第1次選考の総合判定ランク、第2次試験（実技、個人面接）の段階評価及びA～Cの3段階で示した第2次選考の総合判定ランクを希望者に通知する。
- (4) 令和5年度選考試験の第2次試験不合格者の中で下表に該当する者については、令和6年度採用選考試験の第1次試験を免除する。ただし、令和5年度に受験した第2次試験と同一校種・教科・科目を受験する者に限る。中学校、高等学校、特別支援学校及び養護教諭受験者のうち免除対象者には、第2次試験選考結果通知にて知らせる。

なお、小学校においては、令和5年度本県公立学校臨時的任用教員志願書の提出方法について、第2次試験選考結果通知後に別途知らせる。

区分	校種・職	対 象 と な る 志 願 者	免除内容
通免	小学校教諭	令和5年度選考試験の第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者。また、中学校教諭志願者で小学校を第2志望とした者については、小学校教諭普通免許状を取得もしくは、取得見込みの者。ただし、令和5年度本県公立学校臨時的任用教員志願書を提出した者（非常勤講師を含む）。	第1次試験の全て

中学校教諭	令和5年度選考試験の第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者。ただし、令和5年度本県公立学校臨時的任用教員志願書を提出した者(非常勤講師を含む)。
養護教諭	令和5年度選考試験の第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者。
高等学校教諭 特別支援学校教諭	令和5年度選考試験の「区分Ⅱ」合格者のうち、名簿記載されなかった者。

22 その他

- (1) 中学校教諭志願者は小学校を第2志望とすることができる。
ただし、次の①～④について留意すること。
 - ① 小学校教諭普通免許状を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者とする。これにより小学校で合格した者は、教諭として採用する。
 - ② 小学校教諭普通免許状を有しない者(令和5年3月31日までに取得見込みの無い者も含む)の志願については、小学校第2次試験の合格通知後、臨時免許状の申請及び取得を条件とし、これにより小学校で合格した者は、助教諭として採用する。なお、取得しなかった場合、内定及び採用候補者名簿への登載を取り消す。
 - ③ 中学校第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験の受験対象とする。
 - ④ 中学校第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験合格とする。
- (2) 養護教諭志願者は高等学校看護教諭(助教諭)を第2志望とすることができる。
ただし、養護教諭免許状に加え、高等学校教諭普通免許状「看護」もしくは看護師免許を有する者に限る(養護教諭免許状と看護師免許しか有しない場合は、臨時免許状による看護助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から看護教諭(特別免許状による)として任用する)。また、看護教諭(助教諭)として採用し、原則6年間の任用後、養護教諭として任用することがある。
- (3) この募集要項による選考審査で、採用予定者が確保できない校種、教科・科目等が生じた場合には、別に特別選考を実施する場合がある。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第22号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成17年長崎県公安委員会規則第8号)第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年5月6日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
影平 紗智子	大浦警察署の管轄区域	令和4年4月11日

長崎県公安委員会告示第23号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定に基づく審査(以下「検定合格者審査」という。)を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第9条の規定により公示する。

令和4年5月6日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 検定合格者審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務に係る1級
- (2) 空港保安警備業務に係る2級
- (3) 施設警備業務に係る1級
- (4) 施設警備業務に係る2級
- (5) 交通誘導警備業務に係る1級
- (6) 交通誘導警備業務に係る2級
- (7) 貴重品運搬警備業務に係る1級
- (8) 貴重品運搬警備業務に係る2級

2 検定合格者審査の実施日時及び場所

- (1) 実施日時
令和4年8月4日(木) 午後1時30分から午後4時30分まで
- (2) 実施場所
長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部3階「聴聞室」

3 検定合格者審査の対象者

廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項及び同条第2項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者(施設警備業務の審査にあつては、旧検定における常駐警備業務検定に合格した者。以下同じ。)であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 旧検定に合格した警備員であつて、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であつて、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの((1)に該当する者を除く。)

4 検定合格者審査の方法

審査においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定合格者審査の科目

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

㊦ 出題範囲

- a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- d 護身の方法(護身用具の使用方法を除く。)に関すること。

㊧ 問題数

10問

イ 実技試験

㊦ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㊧ 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施する。

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

㊦ 出題範囲

- a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。

- c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

(イ) 問題数
10問

イ 実技試験

- (ア) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を1種類実施する。

6 申請手続

(1) 審査申請の受付期間

令和4年6月1日（水）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 申請書類等

審査申請書（検定規則別記様式を用いること。）には、次に掲げる書類等を添付すること。

- ア 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1通
- ウ 長崎県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者は、次の書類のうち該当するものいずれか1通
 - (ア) 長崎県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面
 - (イ) 警備員であって長崎県内の営業所に属する者は、当該営業所に属することを疎明する資料

(3) 審査申請書の提出先

審査申請書は、次のいずれかを經由して提出すること。

- ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所を管轄する警察署
- イ 長崎県内の営業所に属する者は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 長崎県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、長崎県内に住所がなく、かつ、長崎県内の営業所に属しないものは、長崎県警察本部生活安全部生活環境課

(4) 審査申請の方法

審査申請者が(2)の書類等を(3)の提出先に持参して申し込むこと。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者の委任状を持参すること。

7 審査当日に必要なもの

検定合格者審査を受ける者は、審査当日に旧検定合格証及び筆記用具を持参すること。

8 検定合格者審査手数料及び納入方法

(1) 審査手数料

4,700円

(2) 納入方法

審査申請書の提出時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、審査申請の受付後は、納入された審査手数料は返還しない。

9 合格発表

本審査の合格発表は、当日審査場所において本人に対して行う。

10 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、審査を中止する場合がある。

(2) 受検の制限

申請者は、1の(1)から(8)までの検定合格者審査のうち、いずれか一つの審査についてのみ申請することができる。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110
内線3185）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)
二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト